

青 色 情 報

青報 2803
事 務 局
☎351-4159

本年度から適用される税制改正について、重要な事項をまとめました。尚、詳細は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】内、税について調べるーパンフレット手引き等でご確認下さい。

平成 25 年度の改正事項のうち、平成 28 年分の所得税から適用される主なもの

1. 特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権の課税方式

特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託(その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る。)の社債的受益権(以下「特定公社債等」という。)について、次の改正が行われました。

(1) 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充等

特定公社債等の譲渡損失及び利子所得等について、次のとおり損益通算及び繰越控除の対象とする(措法37の12の2)。

- ① 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等が加えられ、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限り。)及び譲渡所得等との損益通算を可能とする(措法37の12の2①②)。
- ② 平成 28 年 1 月 1 日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算をしても控除しきれない金額については、翌年以後 3 年間にわたり、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限り。)及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とする(措法 37 の 12 の 2 ⑤⑥)。

平成 26 年度の改正事項のうち、平成 28 年分の所得税から適用される主なもの

- 1 給与所得控除(所法28)の上限額が、平成28年分の所得税については230万円(給与収入1,200万円を超える場合の給与所得控除額)に引き下げられました(所法28③、平成26年度改正法附則4)。
- 2 給与所得控除の上限額の引下げに伴い、次の改正が行われました。
 - (1) 給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表を改める(所法別表第2～別表第5等)。
 - (2) 給与所得者の特定支出の控除の特例(所法 57 の 2)について、一律に、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算する(所法 57 の 2 ①)。

平成 27 年度の改正事項のうち、平成 28 年分の所得税から適用される主なもの

1. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等について、次の改正が行われました。

(1) 親族関係書類及び送金関係書類の添付等の義務化(所法120③二等)

確定申告において、非居住者である親族(以下「国外居住親族」という。)に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととする。ただし、下記(2)又は(3)により添付し、又は提示したこれらの書類については、添付又は提示を要しないこととする。

(2) 源泉徴収における親族関係書類の提出等の義務化(所法185等)

給与等又は公的年金等の源泉徴収において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除(以下「扶養控除等」という。)の適用を受ける居住者は、親族関係書類を扶養控除等申告書等に添付し、又はその申告書等の提出の際に提示しなければならないこととする。

(3) 年末調整における送金関係書類等の提出等の義務化(所法190等)

給与等の年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者は、送金関係書類を扶養控除等申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととし、国外居住親族に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を配偶者特別控除申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととする。

第10回青色収穫祭出店(展)者募集の知らせ

秋の恒例行事となりました『青色収穫祭』も、おかげさまで10年目を迎えることとなりました。

そこで、今年度の開催にあたりましては節目の年となることから、例年より規模を拡大して開催するため、当会の会員様に限らず県下各会の会員様にも広く出店していただき、三重県全体の青色収穫祭として盛大に開催し、青色申告会のPRとともに県下各地の名産品・特産品なども販売していただく予定をしています。また当日は、来年4月から5月にかけて伊勢市において開催される「第27回全国菓子大博覧会」の事前PRを兼ねて、三重県菓子工業組合の加盟店様にも出店していただく予定です。

つきましては、下記のとおり開催をいたしますので、是非多くの会員様にご出店(展)下さいますようお願い申し上げますとともに、たくさんの方々にご来場いただきますようお願いいたします。

尚、出店(展)についてのお申込み並びにお問合せは、青色申告会事務局 (☎351-4159) までご連絡くださいますようお願いいたします。

《開催内容について》

1. 開催日時： 平成28年11月19日(土曜日) 10:00~16:00頃まで
2. 開催場所： 諏訪公園通り(四日市商店街アーケード内・貴金属キタオカ様の東側)
3. 出店場所： 出店ブースは、出店内容や規模などに合わせてテーブル等を準備します。火気及び照明等が必要な場合は、ご自身でガスボンベ及び発電機等をご準備ください。
※ テーブルサイズ： 幅180cm 奥行45cm 高さ70cm
4. 出店料： 基本料金は、テーブル1本につき 1,000円の予定
(出店規模及び内容などにより料金は変わります)
5. 出店に関して：
 - ・出店(展)数の制限は特に設けていません。但し、申込み状況によってはお断りする場合があります。
 - ・はじめての方も大歓迎です。
 - ・模擬店などの出店もOKです。